平成２２年（フ）第２６２３号
東京都杉並区和泉２丁目45―19―１ＦＡ
債務者　佐川　文男
1　決定年月日時　平成22年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月20日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２６７１号
埼玉県南埼玉郡白岡町大字小久喜914―５
白岡ピアタウンＥ―107
債務者　松本　哲也
1　決定年月日時　平成22年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月20日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第６８６号
神奈川県相模原市新戸2021番地11
債務者　渡邊　陽一
1　決定年月日時　平成22年２月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月20日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第６号
熊本県山鹿市鹿本町来民2318番地２クオリティライフ211号
債務者　大庭　　**隆**
1　決定年月日時　平成22年２月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月20日午前11時20分
熊本地方裁判所山鹿支部破産係

平成２１年（フ）第１２２号
沖縄県宜野湾市我如古１丁目35番１号
債務者　比嘉　一司
1　決定年月日時　平成22年２月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月20日午後１時10分
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２２年（フ）第６号
沖縄県宜野湾市野嵩４丁目19番７号
債務者　大城　　一
1　決定年月日時　平成22年２月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月20日午後１時10分
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２２年（フ）第１５号
広島県福山市丸之内２丁目13番７号
債務者　中井　栄子
1　決定年月日時　平成22年２月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月23日午後４時
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２１年（フ）第１５１４３号
東京都江東区潮見１丁目29―15―2413
債務者　安井　重行
1　決定年月日時　平成22年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月22日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月22日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２１０１３号
東京都品川区小山台１丁目33―９―306
債務者　井上ひろみ
1　決定年月日時　平成22年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月22日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月22日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２１１７７号
東京都渋谷区神宮前６丁目27―４―５Ｃ
債務者　鎌田　淑子（旧姓牧）
1　決定年月日時　平成22年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月22日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月22日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２１８１１号
東京都葛飾区高砂４丁目１―39―203
債務者　安藤恵美子
1　決定年月日時　平成22年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月22日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月22日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２３９７０号
東京都荒川区東尾久１丁目８―６―307
債務者　小松　隆司
1　決定年月日時　平成22年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月22日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月22日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２４１３５号
東京都世田谷区桜１―３―４―201、住民票上の住所神奈川県小田原市栄町４丁目８―36古屋アパート
債務者　深沢　理恵
1　決定年月日時　平成22年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月22日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月22日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第３７号
神奈川県相模原市大野台３丁目５番11号　ビクトリア館２Ｂ
債務者　松田　拓也
1　決定年月日時　平成22年２月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月22日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月22日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第３０号
静岡県磐田市福田2332番地、前住所愛知県名古屋市北区辻町２丁目80番地の１
債務者　サハラ塗装こと　小林三枝子
1　決定年月日時　平成22年２月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月23日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月23日午後２時
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第３１号
静岡県磐田市福田2332番地、前住所愛知県名古屋市北区辻町２丁目80番地の１
債務者　小林　英高
1　決定年月日時　平成22年２月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月23日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月23日午後２時
静岡地方裁判所浜松支部破産係